一　唐櫃金懸
次に掲げる土地に存する標柱一号から八十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と八十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県神戸市北区有野町唐櫃
字奥山田　一四七五番地先道路敷
一四七六番　一号及び八十九号
一四八六番　五号
一四七七番　七十四号
一四七五番　八十三号
字金懸
三九七六番　八十四号から八十八号まで、二号から四号まで、六号、七号及び十号から十二号まで
三九七八番一　八号、九号及び三十三号から三十六号まで
三九七九番　二十七号、二十八号、三十一号から一号まで、四十二号、七十三号及び七十五号
三九八一番二　四十二号、四十三号及び六十一号まで
三九八二番　四十四号から五十四号まで
三九八五番一　五十五号から六十七号まで
三九八五番五　七十六号から七十八号まで
三九八五番二　七十九号から八十二号まで
字ヒキウスケ平　三九一五番一　十三号から二十六号まで及び二十九号から三十二号まで
二　妙法寺川左支
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十四年内務省告示第二百九十二号で指定した土地の区域及び平成二十年国土交通省告示第五百二十一号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）
兵庫県神戸市須磨区妙法寺　一番七　一号
字アチ口　一番一　二号
字兀山　一番一　三号
字高取山　一番一　四号
禅昌寺町二丁目　一六番一　五号及び六号
一七番一　七号及び八号
一八番一

○国土交通省告示第六百七十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十七年五月二十八日
国土交通大臣　太田　昭宏
一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大池見山
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県神戸市北区山田町上谷上
字溲疏原　二二番九　一号から十一号まで
二二番一〇　十二号
二二番一一　十三号から十七号まで
二二番一二　十八号から二十二号まで
二〇番七　二十三号から二十六号まで
二〇番六　二十七号から三十号まで
二〇番五　三十一号から三十三号まで
二〇番四　三十四号から四十四号まで
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
奥東服山
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十三年内務省告示第四百六十四号で指定した土地の区域を除く。）
兵庫県神戸市兵庫区平野町
字天王谷奥東服山　二六三番一　一号から四号まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から八号までを順次結んだ線及び標柱五号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十三年内務省告示第四百六十四号で指定した土地の区域を除く。）
兵庫県神戸市兵庫区平野町
字天王谷奥東服山　二六三番一　五号から八号まで
ハ　次に掲げる土地に存する標柱九号から十五号までを順次結んだ線及び標柱九号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十三年内務省告示第四百六十四号で指定した土地の区域を除く。）
兵庫県神戸市兵庫区平野町
字天王谷奥東服山　二六三番一　九号から十五号まで

○環境省告示第八十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第十九条の五第一項第二号の規定に基づき、夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件を次のように定め、平成二十七年五月二十九日から適用する。
平成二十七年五月二十八日
環境大臣　望月　義夫
夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第十九条の五第一項第二号の環境大臣が告示で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。
一　射撃場における五回以上の射撃において、標的の中心から二・五センチメートルの範囲に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有すること。なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。
二　申請前三年間に、継続して、第一種銃猟免許を受け、かつ、装薬銃を所持しているとともに、申請前三年以内に、装薬銃を使用して自ら指定管理鳥獣の捕獲等をした実績を有し、当該捕獲等が十分かつ適切なものであること。
三　危険な状況においては発射しない判断力及び自制心を備える等、夜間銃猟をする者として相当な人格識見を有すること。

国会事項

衆議院

議案提出
五月二十六日議員から提出した議案は次のとおりである。
労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案（井坂信彦外五名提出）

議案送付
五月二十六日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
水銀による環境の汚染の防止に関する法律案
大気汚染防止法の一部を改正する法律案
道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案
平成二十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）
平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）
平成二十五年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）

質問書提出
五月二十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
「歴史認識」に関する質問主意書（緒方林太郎提出）
安倍内閣総理大臣のウクライナ訪問等に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

答弁書受領
五月二十六日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員鈴木貴子提出ビザなし交流中止に関する質問に対する答弁書

報告書及び文書受領
五月二十六日内閣から次の報告書及び文書を受領した。
交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成二十六年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」の報告
交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成二十七年度交通安全施策に関する計画」の報告